

# 依存とケアの視点からみたロールズ『正義論』の可能性 —エヴァ・フェダー・キテイ 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』読解

小河 智弘

## 目次

はじめに

1. キテイの構想する社会とロールズ批判
2. ロールズ『正義論』が見落としていたものとキテイの功績
3. 「母」の目線の限界とロールズの可能性

## はじめに

本稿は、ロールズが主著『正義論』の中で示した「正義の二原理」<sup>1</sup>が、依存とケアを巡る関係において有効であるかどうか、その可能性を探ることを目的とし、そのために、依存とケアを巡る関係を中心にロールズ批判を展開するエヴァ・フェダー・キテイの『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』(岡野八代、牟田和恵監訳、白澤社、2010、

<sup>1</sup> ロールズがその主著『正義論』の中で示した「正義の二原理」とは以下のあげる二つの原理のことである。

「第一原理 各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範なシステムといっても〔無制限なものではなく〕すべての人の自由の同様〔に広範〕な体形と両立可能なものでなければならない。

第二原理 社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。(a) そうした不平等が、正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人びとの最大の便益に資するように。(b) 公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する〔ものだけに不平等がとどまる〕ように」(Rawls, John, *A Theory of Justice, revised edition*, Harvard University Press, Cambridge/ Massachusetts, 1999, pp. 266-267. 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論』紀伊國屋書店、2010年、402-403頁、以下同書の引用はTJの略号を用いる)。第一原理は、個々の人々のそれぞれの善の構想を最大限、他の善の構想と衝突しない限りにおいて尊重するものである。現実存在するそれぞれの個々の人のユニークネスを重んじるという原理である。つづく第二原理は、第一原理において個々の人のユニークネスを重んじた結果、生じてしまう社会的・経済的格差を認める際の条件である。格差そのものは容認するが、格差が生じる際には必ず最も不遇な状況にある人々の最大の便益に資することを要求するものである。この二原理によって、個々の人のユニークネスが原理的に守られると同時に、不運にも恵まれない環境にある人々の便益が無視されることが原理的に許されなくなるのである。

以下本書の引用は括弧内に頁を示し本文中に表記する)を取り上げ読解する。本書はEva Feder Kittay, *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*, (NY, London: Routledge, 1999)の全訳である。

著者であるエヴァ・フェダー・キテイはアメリカ合衆国の哲学者であり、1978年にニューヨーク市立大学大学院で博士号を取得したのち、ニューヨーク市立大学で講師、メリーランド大学で准教授を務め、現在は、ニューヨーク州立大学ストーニー・ブルック校哲学科の教授として、哲学、フェミニズム、社会学、政治思想などを教えている。そして、本書においても重要なことであるが、1969年に出産した娘セーシャは重度の知的障害を抱えている。

本書は、そのような重度の知的障害を抱える娘をもつ親の立場からロールズを批判するものである。ロールズの『正義論』は「はっきりと、女性をはじめ政治的領域から排除されてきた人々をも包み込む理論を創造することに関心を注いでいる」(180)にもかかわらず、ロールズは人間が必ず経験する依存ということを見落として議論をしているために、結果的にジェンダー不平等を温存し、その正義論は不完全なものに終わっていると指摘するのである。

アメリカ合衆国において本書が出版されたのは1999年のことであり、10年以上も前のことである。アメリカ合衆国内では本書の刊行により、ケアや依存、ケアをするものの二次的依存に焦点が当たったことで、それまでは必ずしも連関して考えられてこなかったフェミニズム、障害学、政治学の各分野において相互の関心が高まった。著者であるキテイは、各分野での議論を活発にしたことで、マーサ・ファインマン<sup>2</sup>らと共に注目されることと

<sup>2</sup> ファインマンはキテイ同様に依存とケア、さらにケアをするものの二次的依存について言及した。(マーサ・ファインマン『家族、積みすぎた方舟—ポスト平等主義

なった。また、本書により、従来のロールズ批判の文脈では大きく語られることのなかった家族の中で起きている依存とケアの問題や障害者の視点が政治哲学的に理論化され、ロールズ批判に新たな局面が切り開かれたといえる。政治哲学分野においては、マーサ・C・ヌスバウムらフェミニズムの視点からロールズ批判を展開する論者の政治理論に大きな影響を与えたといえる<sup>3</sup>。だが、一方、日本においてはキテイの著作は本書以前には論文も含めて邦訳がなされていなかったため、大きく脚光を浴びることはこれまでなかった。本書の邦訳が出版されたのは原著の発表から10年以上が経過した2010年のことである。原著出版より10年以上が経過したにもかかわらず本書の邦訳が必要とされたのは、まさに今日、日本においても、次々に介護や育児といった場面での問題が焦点化し、依存とケアの関係における問題に関して政治哲学的な立場からの基礎付けが求められてきたということであろう。また、著者自身が重い知的障害を抱える娘をもつという実体験から生み出された思想は、現場の切実な声と、政治理論的部分とをつなぐという意味では、原著の初版より時がたった今でも変わらず重要である。著者自身も日本語版の出版に当たり、日本語への翻訳により新たな読者を獲得することで「二一世紀のグローバルなコンテクストにおいて、本書の議論が有効たり得るのか」(6)を再検証したいと述べている。政治哲学の分野に目を移せば、今日の日本において、ロールズを巡る議論も活況を呈している。原著出版から10年以上経過した今、依存とケアを巡る環境も変化してきている。育児を巡っては、子どもを育てることが必ずしも女性だけの役割ではないという認識が少しずつ広まると同時に、ケアの責任を誰が担うのかという問題は複雑さを増している。さらに一方では、10年前に考えられていた以上に、老いた人々をいかにケアするのかと

いうことが大きな問題となっている。老いた人々をケアする責任を誰が担うべきであるか、あるいは、今後自発的に選択し、自律的に行動することがどんどんとなくなっていくであろう老いた人々に対してリベラルな社会は何を提示することができるのか求められている。そのような今だからこそ、再度本書を検討する必要があると感じる。

本稿では本書の分析や意義を積極的に評価しつつ、その到達点と問題点を提示することで、ロールズ『正義論』がフェミニズムや障害学を前に有効であるのかを検討したい。そのために、まず第I章でキテイがどのようにロールズ批判を展開しているのかを本書の内容の分析をしながら明らかにしていく。第II章ではキテイの本書における到達点を積極的に評価することで、ロールズ『正義論』が抱えている問題点を明確にしたい。続いて第III章では本書が潜在的にもつ危険性とキテイのロールズ批判の問題点を検証し、キテイによる批判を経てもなお、ロールズ『正義論』のもつ可能性が有効であることを述べていきたい。

### 1. キテイのロールズ批判

まず、キテイがロールズ批判を通じて何を明らかにし、どのような社会を構想しようとしているかを明確にするため、本書の全体像を把握するところから始めたい。本書は序章を含め全部で八つの章からなっており、本書全体を通じて、一方的に他者へ依存しなければ生きていけない人(本書においては依存者、あるいは箇所によっては被保護者と呼称される)と、そういった人々をケアする人(本書では依存労働者と呼称される)との関係を中心に据えて議論を展開している。それぞれ第一章と第二章を第一部、第三章と第四章を第二部、第五章から第七章までを第三部と大きく三部に分けた構成となっているが、第一部「愛の労働——依存は何を要請しているのか」では主に依存とケアに関する大きな枠組みでの議論を展開し、第二部「政治的リベラリズムと人間の依存」ではロールズの正義論を依存とケアの視点から批判する。そして第三部「みな誰かお母さんの子どもである」では主に著者自身の経験から依存とケアに関して議論をすすめていく。以下に各章ごとの内容を紹介する。

のフェミニズム法理論』上野千鶴子監訳、学陽書房、2003年)。

<sup>3</sup> ヌスバウムはキテイの議論に対して、依存とケアの関係を焦点化させたことについては評価するものの、リベラルの持ちうる重要性である個々人の独立性、政治参加、職業、生き方といった自由と機会を軽視していると批判している。(マーサ・ヌスバウム『正義のフロンティア——障害者・外国人・動物という境界を越えて』神島裕子訳、法政大学出版、2012年、250-251頁)。

序章では、まず、フェミニズムの重要な課題であり続けてきた「平等」に関する議論を再考する。単純な男女平等を求める「平等」、男女を本質的に異なったものであると見る差異の視点、性的虐待などを含めた支配という観点からの視点、個々人の多様性を重視した視点のそれぞれを検証し、その上で、そのいずれをも不十分であるとし、「つながりの要求をも包み込むような平等の考え方」(59)を論じる必要があると訴える。また、この序章において、個々人の間に存在している差異とは本質的にその人に帰属するものではなく、関係的なものであることを強調している点にも注目しておきたい。

第一章「依存と平等の関係」では、まず、本書を通じて登場し、本書を象徴する言葉でもある「みんな誰かお母さんの子ども」(71)という言葉が登場する。この言葉で著者が示したいのは、誰もが依存を経験してきたし、今、ケアを担う人もかつては依存していたし、今後依存することもあるという当たり前のことである。ところが、ロールズをはじめとするリベラルの思想は、この誰もが避けては通ることのできないごく当たり前のことである依存を無視し、自律的個人を出発点としているために、公正な社会の構想として不十分なものとなってしまっていると批判する。

また依存とケアの関係は依存者と依存労働者の立場がしばしば不均衡なものとなることを指摘する。その上で、依存労働者は時間的にも肉体的にも依存者につきっきりになることから「二次的依存」(102)に陥るという構造が明らかとなる。

第二章「脆弱性と依存関係の道徳」では、第一章の内容を踏まえた上で、「依存者とケア提供者との関係を平等の核心とするような社会を構想できるだろうか」(125)と問う。そして、そのために、まず依存とケアの関係を巡る道徳的責任に関しての考察をすすめる。

依存とケアの関係の中では、依存労働者は「他者のニーズを満たすために自分自身のニーズを後回しにするか括弧にいれるよう」(126)求められることをあげ、これを「透明な自己」(126)と表現する。そしてこのような「透明な自己」はリベラルな政治思想が前提としている人格、すなわち、自らの要求を満たすために行動することを原則と

する独立した人間像と相容れないと指摘する。さらに、依存労働者は多くのものを依存者のために犠牲にするが、依存者自身がそのケアと等価のものを返すことなど多くの場合はできないため、「依存労働という責務を果たすために依存労働者が支払った「コスト」を払い戻すという義務は、依存関係そのものの外側にいる人々が担わざるをえない」(132)なのであることが明らかにされるのである。

著者は、単純な義務論に陥ることには警戒しつつも、ケアの責任は、ニーズが基本的で、脆弱性が大きく、特定の個人をある人のケアの義務の担い手と位置づける関係が存在するのならば依存者と特定の関係にある依存労働者が最終的に負うべきであると考ええる。

以上の点を踏まえると、社会契約説のモデルが示すような、自己利益を高めるために行う合理的で互いに無関心な個人が平等な立場で自発的に物事を決め、それに従い義務と責任を負うという考え方では依存とケアの関係を包摂する社会は構想できない。

そこで著者が提案するのがつながりに基づく平等とそれを中心に据えた社会のあり方である。ケアそのものに対する責任は、その依存者との特定の関係にある人が負うべきであるが、ケアを担う依存労働者のニーズにはまた他の人が応じるという、社会全体での互惠関係を構想する。すべての人が依存を経験するのであるから、社会全体でケアをする人のニーズを満たす関係を構築すべきであると主張するのである。これを著者は、出産し母として赤ん坊のケアをする女性をサポートする人を指すドゥーラ (doula) という言葉から「ドゥーリア (doulia)」(158)と名付けて提案する。

第三章「平等の前提」ではロールズの政治理論を取り上げる。ロールズの理論は女性や子ども、障害者などをふくむあらゆる人を射程内にふくめようとしているにもかかわらず、すべての人間は平等であるという前提にたつて理論を展開したために依存の問題を不可視化してしまい、結果として、障害者や子ども、あるいは主に依存労働を担う女性たちを排除した理論となっていることを批判する。

ロールズの理論に登場する原初状態の当事者は

なによりもまず自分自身の福祉に関心を持つ人間である。さらに、ロールズが前提としている社会ではすべての市民は全生涯を通じて社会的協働が可能であるとされている。そして自分自身の善の構想をもち、自分自身の正当な要求を自ら生み出す自由な人格でありながら、同時に正義の感覚も持っていると言われる。しかし、現実には、幼児期や老齢期、あるいは重い障害を持つ人などは十分な社会的協働には参加できない。また、依存労働者は必ずしも自分自身の正当な要求を自ら生み出すわけではなく、依存者のニーズから生まれる二次的な要求を「自らの利害を依存者の利害に服従させ」(220)てまですると指摘し、ロールズが理論の前提があまりにも多くの人を事実上無視してしまっていることを明らかにする。さらに、そもそもロールズが正義を導くために用いる、利己的な個人が合理的な選択をするという原初状態での社会契約では、依存の問題を処理できない可能性があると言っている。依存者を明確に構成員と見なしていないロールズの理論では、原初状態の当事者たちは自分たちを依存者ないしは依存労働者、あるいは依存者のケアに責任を持つものであると想像しうるかもしれないが、その想像は正義の原理の採択に不可欠だとは考えられていない。解釈次第では、原初状態の当事者が想像力を働かせて依存状態での利害関心と十分に働ける状態での利害関心のバランスがとれるような原理を選択する可能性があることは認めながらも、「自らの善の構想や合理的な自己利益を依存者のニーズを充たすものに結びつける保証がない」(207)と述べて批判するのである。ロールズ自身は特別なニーズを持つ人々を無視しようとは考えていないが、一方でそういった人々をあくまで例外であると考え、そのうえ「特別なニーズがもたらす帰結は、金銭によってのみ対処できると」(205)考えていた。

ロールズらリベラルの政治理論は、すべての人が平等に、一人一人が一人分の責任を負い、同時に一人分の権利をもち、一人分の利益を得ることを前提としている。しかし、依存労働者は一人分以上の負担と責任を負いながら一人分に満たない福祉しか得られない一方、依存者は一人分に満たない負担と責任しか負わないが一人分以上の福祉を必要とする。こうした状態を「特別な善の構想」

とリベラルは考えるが、著者は依存とは誰もが経験する通常の状態であると改めて強く述べる。ごく当たり前の依存という状態を無視したリベラルの政治理論に公正な社会を構成することはできないというのが著者の主張である。

そして、第四章「社会的協働の恩恵と負担」においては、さらにロールズがその政治理論の中心に据える基本財 (primary goods) を検討することでロールズ批判を展開する。ロールズの想定する基本財とは基本的自由、機会均等、責任ある職務への特権、所得、自尊心といったものであるが、ここでもロールズは依存という事態を見落としていることを指摘していく。その上で、ロールズの想定する人間のもつ人間の道徳的能力に、自らの善の構想を追求する能力だけでなく、「弱さに応答しケアする能力」(234)を含めることでロールズの政治理論の組み替えが可能であるかを検討するが、結論として、依存者は依存労働者に一方的に依存するため、依存者と依存労働者の間では一対一での互恵関係は築くことができない点、依存労働は情緒的な絆を含むために依存労働者は代替不可能であるという点を踏まえ、ロールズの理論は組み替えたとしても依存関係を包摂できないとして批判し、第二章で提案された社会全体での互恵関係を基礎とするドゥーリアを再び提案することとなる。

第五章「政策とケアの公的倫理」では、ロールズの政治理論を離れ、アメリカ合衆国における福祉政策のあり方から議論を展開していく。

著者の批判によれば、アメリカ合衆国において社会保障における福祉プログラムを巡る論争において右派の主張する「伝統的家族へ帰れ」という主張も、左派の主張する「職を与えよ」という主張もどちらも自立的稼ぎ手が男性であるモデルを前提とするものであった。そして、女性の自助を促進すると喧伝された福祉制度「改革」とは結局のところ男性の援助のない女性への扶助をなくし、男性なしで子どもを育てようとするとう極貧に陥るよう仕向けて、女性が男性に経済的に依存せざるをえないよう、伝統的家族に連れ戻すように作用するものであったということが明らかにされる。

一方で、ケアそのものを誰か他の人に担わせることが可能かと言えば、依存労働は場合によって

は命に関わる責任を負うものであるから仕事の限度を超えた義務が生じるし、依存者のニーズを予想する必要もあるため依存者に対するかなりの愛着が必要とされる。そのため、基本的には難しい。

以上のことを踏まえるならば、著者は、男性稼ぎ手モデルを前提にした福祉政策や、財や資源の単純な分配ではなく、また子育てを他の人が担うという乳母のような形ではなく、社会全体での互惠関係のなかでケアをする人のケアをするというドゥーリアこそが解決策であるとする。

また、アメリカ合衆国の育児介護休業法は、結婚制度に基づく家族を前提にしているため、ソロ・マザーやゲイ、レズビアンカップルなどの多様な状況に対応できないが、ドゥーリアは「ニーズとニーズに応答することから生じる弱さのみを」(313)核とするため、多様な形態の依存とケアの関係を支えることができると付け加えている点も注目しておきたい。

第六章「私のやり方じゃなくて、あなたのやり方でやればいい。セーシャ。ゆっくりとね」は主に著者自身が、重度の知的障害をもつ娘セーシャと暮らす中での体験と、そこから見えてきた依存とケアにまつわる思考を深める部分となる。自身の体験を踏まえ、ケアをする側がダメージを受けることなく依存者を十分にケアするためにはケアをする側が十分ケアされる必要があることを論じ、本書の中で著者が繰り返し主張するドゥーリアというシステムの必要性を訴える。

重い障害をもつ娘セーシャのケアは重労働であり、精神的にも肉体的にも負担が大きいことを認める一方で、「セーシャを手放したり、施設に送ったり…することなど、私には一度も思い浮かばなかった」(333)と述べている点は見逃せない。その理由を「私には、母であるとはそういうこと」(340)であり、母である以上子どもを愛し、育て、ケアする責任があるのだと言う。この感覚こそがドゥーリアという思想の源泉だろう。

第七章「違いのある子どもへの母的思考」も第六章と同じく著者自身の障害をもつ娘との経験を元にして書かれた章であるが、本章では主に障害者の「受容」と「ノーマライゼーション」に焦点をあてて書かれている。著者は障害者の「受容」とは、違いをそのままに直視し、違いを受け入れ

ることを要求するもの、一方の「ノーマライゼーション」は状況にかかわらず「正常化」しようという試みであり、違いを無視して受け入れることを要求するものであると考える。障害を持つ人にとってはその障害をもっている状態こそが「正常」で「普通」な状態であるのだから、「正常化」ではなくその違いをそのままに受け入れることを要求するべきだというのが著者の主張である。その上で、従来の福祉システムはノーマライゼーション的であり、違いを尊重することができないが、ドゥーリアのシステムであれば、障害をもつ人の違いを尊重しながら、ケアをする人も支援を受けることができ、最適であると結論づける。

以上が本書の概要である。自身が重い障害を抱える娘をケアする立場にあるというケア当事者の視点から構想される社会は、依存とケアを中心に据えケアをする人を支える社会である。また、著者がロールズを批判する際の要点は、ロールズが「正義の二原理」を導く際に用いた原初状態の前提に集約される。原初状態の「無知のヴェール」をかぶせられた人々は、ロールズの想定によれば、各々独立的で利己的である。それ故に依存する人を包摂できない。依存者とケアをするものの関係は各々独立的でもなければ、リベラル的な意味における利己的な人間でもない。それゆえにロールズの構想する公正な社会は真にあらゆる人に普遍する公正な社会たり得ないというのが、キティがロールズの政治理論に対して最終的に下した結論である。

## 2. ロールズ『正義論』が見落としていたものとキティの功績

まずは、本書の到達点を積極的に評価することを試みたい。

最大の功績は、なにより依存とケアの問題について政治哲学的視点から考察を加えロールズの理論に切り込んだ点にある。

ロールズは著者の指摘通り、女性や障害者など周縁化されてきた人々をも包括する理論の構築を目指しながら、最終的には私的領域に対して不干涉の立場を貫き、さらに究極的には伝統的性別役割分業を自発的選択として容認する<sup>4</sup>などその理

<sup>4</sup> ロールズは自発的な選択によるもので不正義の結果で

想とは裏腹に、女性や障害者などの周縁化されてきた人々をも包括する政治理論の構築に失敗していることは明らかである。そして、ロールズが普遍的で包括的な理論の構築に失敗した原因は、著者も指摘する通り、自律的で合理的で利己的な人間による自発的選択によって社会が構築されていると考えた点にあるのは疑いようもない。そして、結果として著者の批判する通り、他者に依存しなければ生きていくことができない人や、その人をケアする人のことは全く考えられていないか、ごく例外的な出来事として考えられているに過ぎないことは明白である。

本書がさらに踏み込んでいるのは、以上のことをもって単純にロールズの理論を完全に廃棄してしまうのではなく、第四章に見られるように、ロールズのあげた基本財のリストに依存者とケアをする人の倫理を反映させて付け加え、それによってロールズの理論を組み替えようとしている点である。最終的には、著者は、ロールズ的政治理論は人間をある種均質なものと考えて構築されているために、ケアを必要とする人の多様なニーズに応答することはできないとしてロールズの理論によって依存とケアの関係までを包括することは断念するが、ロールズ政治理論にケアの視点を付け加えて組み替えようという試みは評価に値するだろう。この点に関しては次の章でさらに検討を加え、ロールズの理論の中にキティの指摘を組み込むことが可能かどうかを検証する。

さらに、序章で示されたように、差異を関係主義的に解釈するところから、つながりを重視した社会を提案するという点は本書の到達点として非常に評価できるものである。もちろん差異が本質的に個々人に帰属するものではないということは、従来から「ニーズ」という語を用いて、ニーズの違いとして言い表そうとされてきたことではある。しかし、本書では単に「ニーズ」という語を用いるのではなく、差異、特に障害を持つ人とそうではない人との差異や、男女の差異とは、誰かに帰属する性質であるのではなく、関係の局面としてのみあるのだということを強調することで、孤立的

で実体的な人間像を基準となる安定した基盤として想定したロールズの限界を明らかにした。そして、ロールズ批判にとどまるのではなく、関係主義を基軸に据えた社会を構想する点は他の論者よりも一歩前をいくものである。人間とは関係的なものであるということゆえに関係に基づくドゥーリアのような社会システムが成立し、依存とケアの関係を包み込む公正な社会が構想されるのである。

また、「誰もがみなお母さんの子どもである」という象徴的な言葉の持つ意味は大きい。誰もが依存を経験するとともに、依存者のケアを担う人もまたケアされなければならないという考え方は、実際に重い障害を抱える娘を持つという立場から導き出される、いわば「現場の声」でもある。ケアに関するサポートと言えは金銭的支援か、あるいはケアを受ける依存者への直接的支援ばかりが真っ先に考えられ、ケアを担う人のケアということは忘れられているという現状に対する重要な問題提起であるといえる。さらに、依存者のケアそのものを誰かに代替してもらうことは、ケア労働そのものが感情的な部分を多く含んでいるために、難しいという指摘も重要である。ケアの負担が大きいならば誰か他の人に代わってもらうか、あるいは金銭的報酬と引き替えに職業的にケアを請け負ってくれる人に任せればよいのではないかと安直に考える意見もあるが、それは不十分で不可能な考え方であると指摘する点は当事者だからこそできる批判である。金銭的サポートの拡大だけによって依存とケアの問題を片付けようとすることや、市場原理の貫徹によってこの問題を解決しようとすることは不可能であり、実際の依存とケアの現場を理解できていない。こういった批判はまさに現場を知るものだからこそできたものであり、本書の到達点として重く受けとめる必要がある。

### 3. 「母」の視点の限界とロールズの可能性

ここまで、本書の内容を積極的に評価してきた。しかし、本書には危険性や問題点もある。まず、第一に問題点としてあげられることは本書が過度なまでに女性中心的視点となっている点である。もちろん、ケアは歴史的に長らく女性の役割であるとして押しつけられてきた経緯があるので女性

---

もなく、不正義を生み出すものでもないものであれば伝統的性別役割分業は正義に反さないとの認識を示している（ジョン・ロールズ『万民の法』中山竜一訳、岩波書店、2006年、233-234頁）。

を中心として考えられるのは当然のことであるし、実際に依存者のケアを担う人も、それゆえに二次的依存に陥る人もほとんど女性であるため、依存とケアの問題を女性問題と切り離して考えることはできない。そして、女性と切り離れた一見ジェンダー中立的な語りというのは結局のところ欺瞞でしかない。だが一方で、女性の視点に過度に固執するあまり、女性をケアの担い手に固定してしまうような議論となつてはいないだろうか。そのことが端的に表れているのが、あくまで著者自身と娘セーシャとの関係から考察を開始している箇所においてではあるが、自らが重い障害を抱える娘セーシャをケアするのは「神聖な責任」(340)と表現している点である。その「神聖な責任」の正体は、本能的に備わっている母性などではないとするものの、文化的に構築された「母親業を可能にする条件」(340)と述べている。確かに、ケア労働は肉体的、精神的負担が大きく、見返りはほとんど期待できないことから、リベラル的な自発的選択の原則から言えば、到底受け入れられないものであるのは事実である。だからこそ利害をこえたところにケアを担う責任の根源があると著者は主張する訳だし、そのような「信条」が「母親業」を歴史的に可能にしてきたと述べるのである。また、その一方で依存者のケアそのものは感情的な部分を多く含むので他の人に代わってもらうことは不可能だという主張も展開する。この主張ひとつひとつは確かに間違っていないのだが、結果的にケア労働を女性の役割としてしまう危険性も持っているとはいえないだろうか。著者は「神聖な責任」と述べたすぐ後の箇所で、自身だけでなく、様々な文化や条件の違いはあっても、女性は、出産や養子をとることによって「ひとたび子どもが「あなたの」子どもとなると、その瞬間、あなたはその子の母となり」(340)「あなたは…あなたの責任となるような人の幸福のために自らを捧げるのである」(340-341)と述べる。この箇所に限らず、本書全体を通じて、ケアの担い手は「母」であると繰り返し述べられている。ケアそのものを他の人が代わって担うことも基本的に不可能であるということになると、依存労働が女性だけに押しつけられてきた現状を追認するものになってしまうといえる。ケアを担う人は、

命に対して責任をもつことになるし、依存者と依存労働者間の信頼も必要であるため、誰でも交代可能であるわけではないことはその通りである。だからこそケアをする人のケアが必要であるのも事実である。しかし、一足飛びにケアをする人のケアというところに話しを進めてしまうことは、依存労働の大半が女性に押しつけられている現状を黙認するというのではないだろうか。

著者自身ある程度こういった批判を受けることは予想していたようで、「父親もすばらしい「母」となりうることを認めつつ」(15)も依存労働の大半を女性が担っている現状からジェンダー化された「母」という言葉を使うし、依存労働そのものは「現在は大きくジェンダー化されているがその必然性はない」(15)とも述べている。しかし、実際には、「依存労働をより公平に分配」(15)したいという著者の目標とは裏腹に、基本的には、出産することによって母親がケアの責任を負い、そのために二次的依存に陥る母親のケアを周囲が行うべきであるという議論になってしまっている。

また、著者は、養子をもらう場合でも同じだと述べることで、出産以外の可能性にも触れるが、一方で養育施設などには否定的である。それは、養育施設などは、ケアは金銭を見返りに担うことはできないという著者の考えに反するものであると考えられているからだが、そうしてきわめて限定的な親子以外の可能性は閉ざしてしまうため、結局、養子にしろ、出産して我が子になった子どもにせよ、著者が想定するのは従来の家族形態を脱さないものである。ケアは単純な金銭を見返りとした労働としては成り立たず、本書のタイトルを借りて言うならばまさに「愛の労働」である。しかし、それならば、愛があり、依存者に対する責任を負うことができる場合、従来の親子関係のような関係だけでなく、さまざまな可能性が考えられるのではないだろうか。結局のところ、著者の理論は、従来の親子関係や家族の形態を脱した関係を容認せず、従来の家族の形態ではまかないきれない部分をドゥーリアによって補完するというものに過ぎない。もちろんそれは現在のケアの現場を変革するためには重要な考えであることは理解できるが、従来の家族形態、とりわけ出産した母と子の関係を前提とした関係以外の関係にた

いして可能性を閉じているともいえる。キティ自身は従来の家族制度のなかに収まりきらないセクシュアル・マイノリティのような人々までをも射程に収めようとしているにもかかわらず、母と子の関係にばかり焦点を当て、それを依存とケアの標準形として描いてしまうことで、従来の家族形態以外でのケアの可能性は閉ざされてしまい、結果的に性別役割分業が固定化してしまうことにつながるのではないだろうか。

さらに付け加えるならば、著者は自身と娘との関係を考察の出発点としているがために、基本的な依存とケアの形態を、親が子を育てるものであると考えてしまっているが、実際には依存とケアの関係はそればかりではない。本文中には、親が子をケアするという関係以外にも、老化に伴う身体機能の低下や、病気などが人を依存状態に陥らせる可能性があることは触れられてはいるものの、あくまで、親が子をケアする「母親業」の視点以外では考察されていない。もちろん、老いた人など子ども以外のケアをする場合であっても、ケアをする人のケアは必要とされるが、親子の関係のみを中心に置くことによって、ケア労働自体を、愛に満ちた、まさに「悲しみの聖母」(74)のイメージで捉えることになってしまう。

また、以上のような議論はケアが自発的選択によってはじまるリベラル的労働でないことが前提にあるが、「母であることを選ぶ」(340)や「障碍児の母親になることを選択」(341)といったような表現がある点も見逃せない。著者はやはり依存とケアの関係の出発点として、母になることを選択を言外に想定してしまっている。そういった捉え方では、自発的選択でもなく、愛に満ちた聖母のイメージともかけ離れた、依存とケアの関係、たとえば義理の関係にある老人の介護をする依存労働者などの姿を見落とすことになる。

さらに著者のロールズ批判についても考察が必要である。

確かにロールズは依存とケアの関係を軽視している。依存状態にある人がいる可能性は理解しているが、それをごく例外的状態であると考えている。そのために、ロールズは社会的協働が可能な自律的人間によって社会は構成されると考えた<sup>5</sup>。

このことに対する批判は的を射たものであり、ロールズの理論の重大な問題点であることは疑いようもない。

著者はそこで、ロールズの正義の議論では、前提となる人間として依存者が想定されていない以上、原初状態の人が依存者と依存労働者の利害を考慮する保証がないと批判している。しかし、これは「無知のヴェール」と原初状態というフィクションを用いてロールズが考えようとしていた真意を捉え損ねてはいないだろうか。ロールズの用いた原初状態における「無知のヴェール」とは、あらゆる状況で普遍的に適用される「正義」を可能にするために、個々人にまとりつく条件からそれぞれの人を解放し、それによって各々が、自らの利害を離れて公正な判断ができるようにするための装置である。ロールズはこのことによって「神」のような絶対者を想定することなしに「正義の二原理」が普遍的に妥当するものであることを証明する審級として社会契約説を再構築したのである。キティはロールズの原初状態での社会契約を「誰にでも依存状態があることを知っている原初状態の当事者として、私なら、自分が依存労働を選択するかもしれないこと、あるいは従事させられるかもしれないことを考慮に入れるだろう」

(208)という状況だと理解し、そのために、ロールズの想定する原初状態において依存とケアが考慮される保証がないと述べるが、ロールズの考える「無知のヴェール」をかぶせられた原初状態の人々とはそのようなものではない。ロールズは、原初状態の人は「無知のヴェール」により、個人的な条件についての情報は考えることができなくなるが、「当事者たちは正義の諸原理の選択に影響を与えるあらゆる一般的な事実も知っている」<sup>6</sup>

ニーズおよび心理的諸能力が「極端なばらつきのない」通常の範囲に収まっていると想定する」(TJ, p. 83. 前掲訳書、131頁)と述べて、依存状態にある人を事実上排除している。それは、ロールズによれば、正義の二原理の正当性を議論していく際にそういった「困難な諸事例を考察し始めると、正義の理論の埒外に及ぶようなことがらを早計に招きよせ」(TJ, p. 84. 前掲訳書、131頁)我々の道徳を「動転させかねない」(TJ, p. 84. 前掲訳書、131頁)からだという。あくまで議論を円滑に進めるための措置ではあるが、ここからもロールズが依存状態を軽視していたのは明らかである。

<sup>6</sup> TJ, p. 119. 前掲訳書、186頁。

<sup>5</sup> 実際ロールズは原理の検証にあたっては「全員の身体的

と述べている。ロールズの前提に従うならば、「私なら」知っているのではなく、原初状態のすべての人が知っているのである。そして「私なら」と述べている時点でロールズの「無知のヴェール」を用いた社会契約説がもつ本来の価値を見落としてしまっている。

ロールズが「無知のヴェール」で覆い隠そうとしたのは究極的に言えば個々の人々のこの「私」という意識である。もし各々が自らの置かれている立場や状況を知っているならば、それぞれ自らに有利な社会制度を作ろうと望むであろう。ロールズの狙いは個々人がそれぞれに置かれた各々の特殊な状況を覆い隠し、意図的にいわば「無私」の状態を作り出すことで「他者に対する生来の共感」<sup>7</sup>を呼び覚ますことにある。人間に「共感」というものが生来的に備わっていると見るのが正しいかどうかはさらに議論が必要などころではあるが、紙幅の都合もあるのでその議論はここではしない<sup>8</sup>。ここで述べておきたいことは、ロールズの狙いが「他者に対する共感」を呼び覚ますことで互恵的社会を構想することであったということである。ロールズはこの「共感」を原初状態の人々が持つ正義感覚の中に位置づけている<sup>9</sup>。ロールズの真意を正確にくみ取るならば、ロールズを用意した「無知のヴェール」を被せられた原初状態の人々による社会契約は依存とケアに答える政治理論を導き出すことが可能なものである。ロールズの理論を正確に解釈すると、人々が公正な社会的協働を実現するために妨げとなっているのは、個々人の「私」という意識であるということになる。この個々人の「私」という意識があることによって人間が本来持っている他者への「共感」が妨げられている。このそれぞれの「私」という自我を「無知のヴェール」で覆い隠せば、人間に本

来備わった他者への「共感」が呼び覚まされる。そうなると、合理的な存在者は、それぞれの特殊な自我が覆い隠された状態であるので利己的に行動することはない。必然的に利他的で互恵的な社会が到来する。これがロールズの理論の核心である。そしてロールズは、そのことを正義の原理として置くことで、公正な社会を描くことを目的としていた。このことを踏まえたうえで、ロールズの理論に、ロールズ自身は軽視してしまっていた依存とケアの関係を組み込んだ公正な社会的協働を構想してみよう。

公正な社会的協働においては、キテイの主張するドゥーリアのようなケアをする人へのケアは当然認められる。ケアの担い手のニーズを無視し、ケアの責任を依存労働者だけに押しつける社会は公正とは認められないし、ドゥーリアのような互恵的社会関係はロールズの共感に裏付けられた正義の原理と合致するからだ<sup>10</sup>。ただし、中心におかれるのはキテイが言うような「母」と「子」の関係をモデルとした依存とケアの関係ではなく、他者への「共感」を基礎とした正義の二原理である。依存とケアの関係を中心に据えたキテイの理論は、社会の基軸にケアをする「母」とケアをされる「子」を描くことで、結果的にキテイ自身も問題視している旧来の古典的な家族像をまさに呼び込んでしまうこととなった。ここで再解釈されたロールズの原理を中心に置く社会は必ず互恵的な社会となる。そして、正義の第二原理に従い、最も不遇な人々の便益に資するという条件を満たして社会的協働はなされるので、ケアに限らず、基本的なニーズに応えることは正義の原理に沿った公正な社会の条件となる。ただし、ロールズがニーズに応えるために用意した基本財のリストだけでは、依存とケアの関係に回答仕切れないのはキテイの批判通りである。キテイの提案通り依存が必要になった場合には適切なケアが受けられることと、ケアを担う際に周囲からのサポートが得

<sup>7</sup> TJ, p. 402. 前掲訳書、602頁。

<sup>8</sup> ロールズは、道徳とは幼少期に両親などの権威からの教育によって得られるものであると同時に、生来的に他者への共感を有していると考えており、この二つの考え方はどちらも妥当性を有し、結合させて考えることが望ましいとしている (TJ, pp. 397-404. 前掲訳書、595-605頁)。

<sup>9</sup> ロールズは原初状態の人を「道徳的人格 (moral persons) (TJ, p. 11. 前掲訳書、18頁) と想定し、その「道徳的人格」を「正義の感覚を発揮できる合理的な存在者」(TJ, p. 11. 前掲訳書、18頁) と定義している。

<sup>10</sup> ロールズによれば、「格差原理が互恵性 (助け合い) の構想のひとつを証明している」(TJ, p. 88. 前掲訳書、138頁) のだという。また「(友愛) は格差原理に対応する」(TJ, p. 91. 前掲訳書、143頁) とも説明されている。このロールズの説明を踏まえれば、互恵的なドゥーリアのようなしくみは正義の第二原理に照らして公正なものと考えられる。

られるように基本財のリストは組み替えられる必要がある。もっとも、ロールズは大まかに基本財のリストをあげてはいるが、基本財の根本的な定義は「合理的な人間が他に何を欲していようとも、必ず欲するだろうと想定されるもの」<sup>11</sup>とされているから、依存状態にある際に適切なケアを要求することやケアを担う際にサポートが得られるようにすることは基本財の概念に反するものではない。また、キテイは、ロールズはすべての人間を均質なものであると考えていると批判してロールズの理論を改良することを断念したが、ロールズが個人間の差異を消去する必要があったのはあくまで「無知のヴェール」を被せられた原初状態での社会契約の時だけである。正義の第一原理が示すように、ロールズは多様な個人やそれぞれの善の構想を尊重する<sup>12</sup>。つまり必ずしもロールズは人間を均質なものとは考えていない。それゆえに、原初状態での社会契約という手続きの上では依存者を軽視したロールズ正義の原理も、原理的には特殊な状況に置かれている個人を無視はしない。この、ニーズに応えることのできる互恵的で公正な社会は、従来の家族の枠組みを大きく超え出た場合や自発的選択の結果でない場合であっても、ケアをする人、ケアをされる人のニーズに応える社会となるだろう。

本書自身は、上に批判したように著者が自らと娘の関係を出発点としているがために、問題も抱えているが、同時にその実体験を出発点としていることは、本書の強みでもある。本書には理論的な問題はあるにせよ、本書で提案されたケアをする人へのケアは、実際のケアの現場においては直ちに必要とされるものであろう。

ロールズ『正義論』は、確かにキテイの指摘するとおり、ロールズは依存とケアの問題を軽視している。このことは重大な問題である。しかし、キテイの提案のように基本財のリストを組み替えることで、ロールズ正義の原理は依存とケアの

関係を包摂することが可能なものであるといえる。

(おがわ ともひろ・東京外国語大学大学院博士前期課程)

<sup>11</sup> TJ, p. 79. 前掲訳書、124頁。

<sup>12</sup> ロールズが『正義論』の中で示した正義の原理のうちの第一原理は、良心の自由、思想の自由などを含む基本的自由を最大限尊重するものである。つまり各人の多様な善の構想をできる限り尊重するものである。ロールズは人間を均質なものと見るよりは、むしろ多様な人々がつながりを持ちながら存在していると考えている(TJ, pp. 180-183. 前掲訳書、279-282頁)。